

## 信州さかき働く・暮らす体験事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町での就職、就農等を促進し、移住・定住人口の増加による地域の活性化を図ることを目的として、町内企業へのインターンシップや新規就農体験を希望する者等に対し、本町での生活体験を提供するための事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (事業の用に供する施設)

第2条 事業の用に供する施設（以下「施設」という。）は、町が指定する物件を使用するものとし、事業に参加しようとする者が本町での生活を体験するための設備や家具、電化製品、生活物品等の備品を備えるものとする。

### (事業参加要件)

第3条 事業に参加できる者は、現に坂城町以外に住所を有する者であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員でない者とし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町又は町内企業等が主催するインターンシップに参加する者
- (2) 町又は町内事業者が主催する新規就農体験等に参加する者
- (3) 町への移住を希望する者であって、町が行う町内見学・体験ツアーに参加する者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

2 この要綱による事業への参加は1回に限る。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

### (参加の申込み)

第4条 事業に参加しようとする者は、原則として参加開始日の7日前までに信州さかき働く・暮らす体験事業参加申込書（様式第1号）により申し込み、あらかじめ町長の承認を受けるものとする。

### (参加の承認)

第5条 前条に規定する申込みがあったときは、内容を審査し、参加を承認するときは、当該申込者に対し、信州さかき働く・暮らす体験事業参加承認書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 町長は、事業に参加しようとする者が第3条に規定する事業参加要件に該当しないとき又はその参加が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 施設や設備、備品（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 暴力団対策法第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

（事業参加期間）

第6条 事業の参加期間は、連続した2日から8日とする。この場合において、当該期間内に参加しない日があっても、連続して参加したものとみなす。

- 2 参加期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新はしないものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（承認の取消し等）

第7条 町長は、事業の参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認した事項を変更し、若しくは承認を取り消し、又は参加を中止させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 参加の申込みに偽りのあったとき。
  - (3) 施設等の管理上特に必要があると認められるとき。
- 2 前項の規定により、承認した事項を変更し、若しくは承認を取り消し、又は参加を中止させた場合において、参加者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

（参加者の遵守事項）

第8条 事業の参加者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って施設を管理すること。
- (2) 施設では、火気の取扱いに十分注意すること。
- (3) 施設等を正常な状態において利用し、清潔に保つこと。
- (4) その他町長の指示に従うこと。

（禁止行為）

第9条 事業の参加者は、施設の利用において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設の改修又は増築
- (3) 施設を利用する権利の他人への譲渡又は転貸
- (4) その他施設の利用にふさわしくない行為

(原状回復義務)

第10条 事業の参加者は、事業が終了したとき、又は第7条第1項の規定により承認を取り消され、若しくは参加を中止させられたときは、利用した施設等を速やかに原状に回復し、並びに搬入した物品等を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第11条 事業の参加者は、自己の責めに帰すべき事由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。